

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 80)

税務署受付印		欠損金の繰戻しによる還付請求書	
		※整理番号	
		※銀行印	
平成 年 月 日	(フリガナ) 法 人 名		
	納 税 地 〒 電話() -		
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所 〒		
税務署長殿		事 業 種 目 業	
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損事業年度 区 分	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	還付所得事業年度 区 分	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
	請求金額 ※ 金額		
還付所得事業年度の法人税額	欠 損 金 額	1	
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	2	
	還付所得事業年度の所得金額	3	
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	4	
	差 引 所 得 金 額 (3 - 4)	5	
	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額	6	
	仮袋経理に基づく過去申告の更正に伴う控除法人税額	7	
	控 除 稅 額	8	
	還付所得事業年度の法人税額	9	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10	
	リース特別控除取戻税額	11	
	法人税額 (6 + 7 + 8 - 9 - 10 - 11)	12	
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13	
	差 引 法 人 税 額 (12 - 13)	14	
	還 付 金 額 (14 × 2 / 5)	15	
請 付 期 限	平成 年 月 日	確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行・金庫・組合 本店・支店 港協 本店・支店 預金 口座番号: _____			
2 日本郵政公社の通常預金口座に振込みを希望する場合 通常預金口座の番号番号: _____			
3 郵便局窓口での受け取りを希望する場合 郵便局			
(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 イ 期限後提出の場合には、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 ロ 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、営業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 初期請求による還付金額 円 ロ 初期請求書提出年月日 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日			
税 理 士 署 名 押 印		⑩	
(規 格 A 4)			

15.00 改正

(法 1 3 4 2)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 74)

税務署受付印		欠損金の繰戻しによる還付請求書	
		※整理番号	
		※銀行印	
平成 年 月 日	(フリガナ) 法 人 名		
	納 税 地 〒 電話() -		
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所 〒		
税務署長殿		事 業 種 目 業	
法人税法第81条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。 記			
欠損事業年度 区 分	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	還付所得事業年度 区 分	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
	請求金額 ※ 金額		
還付所得事業年度の法人税額	欠 損 金 額	1	
	同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額	2	
	還付所得事業年度の所得金額	3	
	既に欠損金の繰戻しを行った金額	4	
	差 引 所 得 金 額 (3 - 4)	5	
	納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額	6	
	仮袋経理に基づく過去申告の更正に伴う控除法人税額	7	
	控 除 税 額	8	
	還付所得事業年度の法人税額	9	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10	
	リース特別控除取戻税額	11	
	法人税額 (6 + 7 + 8 - 9 - 10 - 11)	12	
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13	
	差 引 法 人 税 額 (12 - 13)	14	
	還 付 金 額 (14 × 2 / 5)	15	
請 付 期 限	平成 年 月 日	確定申告書提出年月日	平成 年 月 日
1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行・金庫・組合 本店・支店 港協 本店・支店 預金 口座番号: _____			
2 日本郵政公社の通常預金口座に振込みを希望する場合 通常預金口座の番号番号: _____			
3 郵便局窓口での受け取りを希望する場合 郵便局			
(1) この請求書が次の場合に該当するときは、次の事項を記載した書類を別に作成して添付してください。 イ 期限後提出の場合には、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細 ロ 法人税法第81条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、営業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細 (2) 既に請求した還付金額が、その請求の基礎となった欠損金額が過大であること等によって減少するために修正申告書を提出する場合には、次の事項を記入してください。 イ 初期請求による還付金額 円 ロ 初期請求書提出年月日 平成 年 月 日 ハ 修正申告書提出年月日 平成 年 月 日			
税理士署名押印		⑩	
(規 格 A 4)			

14-07改正

(法 1 3 4 2)

改 正 後	改 正 前
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 80)	(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 74)

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。

- (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第80条第1項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいすれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 (注) 法第80条第1項の規定は、平成4年4月1日から平成16年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の(2)から(4)の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。
 (租税特別措置法第66条の14)

- (2) 法第80条第4項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいすれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前1年以内に開始したいすれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ 解散（連結合併等による解散を除く。）

ロ 営業の全部の譲渡

ハ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始

ニ 営業の全部の相当期間の休止又は重要な部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。）

ホ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定

ヘ 商法の規定による整理開始の命令

- (3) 租税特別措置法第66条の12第1項に規定する設備廃棄等による欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいすれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 (注) この欠損金額による還付制度の適用を受けた場合は、租税特別措置法第66条の12第1項《欠損期間の特例制度》の規定の適用はありませんのでご注意ください。

- (4) 次に掲げる事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいすれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

- イ 租税特別措置法第42条の4第7項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として租税特別措置法施行令第39条の24の2第1項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度

- ロ 中小企業経営革新支援法第5条第2項に規定する承認経営革新計画に従って同法第2条第3項に規定する経営革新のための事業を行う同条第1項に規定する中小企業者のうち特定のもので同法第9条第5項に規定する確認を受けたものの同法の施行の日（平成11年7月2日）から平成16年3月31日までの間に終了する各事業年度

- 2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。

- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に2通（調査課所管法人の場合は3通）、欠損事業年度の確定申告書と一緒に提出してください。この場合、還付所得事業年度が2以上ある場合には別紙に作成して提出してください。

- (1) 法第80条第1項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限
 なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載して書類を添付してこの請求書を提出してください。

- (2) 法第80条第4項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後1年以内

- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。

- (1) 「※」欄は、記載しないでください。

- (2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

- イ 「欠損金額1」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。

- （注）上記1の(4)及びロに掲げる事業年度において、1の(3)の設備廃棄等による欠損金額がある場合には、「欠損金額1」を法人の選択により、欠損事業年度の欠損金額から設備廃棄等による欠損金額を控除した残額にすることができます。

- ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額2」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

- （注）欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。

- (3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

- イ 「所得金額3」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

- ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しによ

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等

1 この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。

- (1) 法人税法（以下「法」といいます。）第81条第1項の規定によって各事業年度の欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいすれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 (注) 法第81条第1項の規定は、平成4年4月1日から平成14年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、次の(2)から(4)の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。
 (租税特別措置法第66条の14)

- (2) 法第81条第4項の規定によって次に掲げる解散等の事実（以下「解散等の事実」といいます。）が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいすれかの事業年度又は同日の属する事業年度の欠損金額をこれらの事業年度開始の日前1年以内に開始したいすれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ 解散

ロ 営業の全部の譲渡

ハ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始

ニ 営業の全部の相当期間の休止又は重要な部分の譲渡（これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。）

ホ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定

ヘ 商法の規定による整理開始の命令

- (3) 租税特別措置法第66条の12第2項に規定する設備廃棄等による欠損金額をその欠損金額が生じた事業年度開始の日前1年以内に開始したいすれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
 (注) この欠損金額の繰戻しによる還付制度の適用を受けた場合は、租税特別措置法第66条の12第2項《欠損期間の特例制度》の規定の適用はありませんのでご注意ください。

- (4) 次に掲げる事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいすれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

- イ 租税特別措置法第42条の4第7項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として租税特別措置法施行令第39条の24の2第1項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度

- ロ 中小企業経営革新支援法第5条第2項に規定する承認経営革新計画に従って同法第2条第3項に規定する経営革新のための事業を行う同条第1項に規定する中小企業者のうち特定のもので同法第9条第5項に規定する確認を受けたものの同法の施行の日（平成11年7月2日）から平成16年3月31日までの間に終了する各事業年度

- 2 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額の生じた事業年度（以下「還付所得事業年度」といいます。）から、当該欠損金額の生じた事業年度（以下「欠損事業年度」といいます。）まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。

- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に2通（調査課所管法人の場合は3通）、欠損事業年度の確定申告書と一緒に提出してください。この場合、還付所得事業年度が2以上ある場合には別紙に作成して提出してください。

- (1) 法第81条第1項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限
 なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載して書類を添付してこの請求書を提出してください。

- (2) 法第81条第4項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後1年以内

- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。

- (1) 「※」欄は、記載しないでください。

- (2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

- イ 「欠損金額1」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額（申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額）を記載してください。

- （注）上記1の(4)及びロに掲げる事業年度において、1の(3)の設備廃棄等による欠損金額がある場合には、「欠損金額1」を法人の選択により、欠損事業年度の欠損金額から設備廃棄等による欠損金額を控除した残額にすることができます。

- ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額2」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

- （注）欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますから御注意ください。

- (3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

- イ 「所得金額3」欄には、還付所得事業年度の所得金額（申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額）を記載してください。

- ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しによ

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 80)</p> <p>り、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄 イ 「納付の確定した法人税額6」欄には、還付所得事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表1の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。 ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額7」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ 「控除税額8」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。 　なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことがありますからご注意ください。 ニ 「使途秘匿金額に対する税額9」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額10」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ 「リース特別控除取戻税額11」欄には、租税特別措置法第42条の6第6項又は第7項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません)を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額15」欄には、$\left[14 \times \frac{2}{5} \right]$ の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付される税金の取扱所」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください)、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。日本郵政公社の通常貯金口座への振込みを希望されるときは、その通常貯金口座の証券番号を記載してください。また、郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名を記載してください。</p> <p>(7) 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額1」から「還付金額15」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 74)</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄 イ 「納付の確定した法人税額6」欄には、還付所得事業年度の納付の確定した法人税額(申告書別表1の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額)を記載してください。 ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額7」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。 ハ 「控除税額8」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。 　なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないことがありますからご注意ください。 ニ 「使途秘匿金額に対する税額9」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額10」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ヘ 「リース特別控除取戻税額11」欄には、租税特別措置法第42条の6第6項、同法第42条の7第6項、同法第42条の8第6項、同法第42条の10第5項及び同法第42条の12第6項の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。 ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません)を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額15」欄には、$\left[14 \times \frac{2}{5} \right]$ の算式によって計算した金額(円まで計算し、円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする銀行又は郵便局名」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行などの預貯金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称、預貯金口座名及びその口座番号を、それ以外のときは支払を受けるのに便利な郵便局名等を、記載してください。</p> <p>(7) 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額1」から「還付金額15」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表1の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p>